

国民年金だよ



国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです（本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません）。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。保険料は1カ月分から納付できます。

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

後納制度をご利用できる方

① 20歳以上60歳未満の方で、過去10年以内に納め忘れの期間（免除、猶予納付以外）や未加入期間がある方

② 60歳以上65歳未満の方で①の期間のほか、任意加入期間に保険料の納め忘れがある方

③ 65歳以上の方で、年金受給資格がなく、任意加入中の方

※老齢基礎年金を受け取っている方は利用できません。

申し込みから納付までの手順

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」または旭川年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル

0570-011-050

月～金曜日8時30分～17時15分
第2土曜日9時30分～16時

④ 国民年金後納保険料申込書に必要事項をご記入のうえ、年金事務所に提出します。

* 年金加入期間を確認するため戸籍簿本などが必要な場合があります。

* 申込書は年金事務所からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページから印刷できます。

② 年金事務所において申込書の審査、承認などを行います。

* 承認後に承認通知書、納付書、リーフレットを送付します。

③ 納付書により金融機関、コンビニなどで納めてください。

* 市区町村役場、年金事務所では納めることができません。



お申込みいただく際の注意事項

* 納付の際に加算額がわかります

過去3年度以前（平成24年度以前）の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がわかります。

* 納める順番があります

後納をご利用いただく際は、後

納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。

* 申し込み後に審査を行います

後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。

審査にはお時間がかかることがありますので、期限内に余裕をもつてお早めに申し込みください。

* 一部免除の未納期間も納付できません

一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。この場合の後納保険料は、一般の未納期間と同じ1カ月分の保険料が必要です。

・ 免除期間がある方は：

全額免除や一部免除（一部納付済）、若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は後納制度をご利用いただけません。納付を希望する場合は、10年までさかのぼって納付できる追納制度をご利用ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話 34・2121 内線 413

日本年金機構 旭川年金事務所

電話 0166-72-5002